

総合計画審議会 第7回 第2部会会議

平成18年9月26日(月)午後1時半から

市役所第1分館303会議室

(事務局)

第7回第2部会を開催します。本日の欠席委員でございますが、橋場委員並びに長井委員です。なお、神保委員、池主委員におかれましては、あとで出席するものと思います。したがって、現在出席者数は11名で過半数を超えていますので当部会は成立します。

配付資料の確認をお願いします。資料1から資料5まで配布しております。資料1は、前回第6回の重点プランに関する意見概要及び事務局の対応案です。これにつきましては、第2部会のみならず3部会で共通審議になっておりますので、第1部会から第3部会の意見を取りまとめております。資料につきましては、同様に区ビジョンに関する意見概要と対応案。資料2-2は、区ビジョン基本方針素案。修正できるものを修正したものです。資料3はパブリックコメントを2回にわたりまして実施しました。その概要です。資料4は、住民説明会を2回にわたり開催いたしました結果の概要です。資料5が答申の形式について(案)です。資料につきましては以上です。それでは部会長さんお願いいたします。

(伊藤部会長)

それでは、大変お忙しいところありがとうございました。この審議会も第1回目、7月12日にイタリア軒で初会合でしたが本日は第7回です。この間暑い夏でございました。夏をばさんで委員会の方にご審議をいただいてまいりました。今日が部会として最終回です。始まる前はたくさん回数があって大変だなという思いをしていましたが、涼しくなり今日が最終回になりました。なんとなく名残惜しい気持ちです。本日は最終回ということで活発なご審議をよろしくお願いいたします。

本日は、前回、9月5日第6回の部会で、ご審議をいただきました区ビジョンおよび重点プランのご意見に対しまして、事務局からどのように対応したか、対応案をご説明いただきます。それから素案に対して、パブリックコメントと住民説明会を精力的に開催してこられたようでございます。そこでどのような意見が出されたのかというご紹介。また基本構想の中で、基本理念と図がございましたけれども、このような積み残しになっていた部分についてご審議をお願いいたします。

こういった内容につきまして実は先般、9月21日に第2部の部会長会議が開かれまして、

本日審議事項にあがっております1から5までございますけれども、これと同じ内容を議論してまいりました。各1から3までございます部会のご意見などをご紹介いただきながら調整をしてきたところでございまして、その辺もご紹介をしながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。池主さんがお着きになりました。

本日の審議事項は(1)から(5)までございます。その他今後のスケジュールがございましてけれども、主として(5)までご審議申し上げます。このうち(1)と(2)、重点プランに関する各部会意見概要及び事務局対応案。(2)区ビジョンに関する各部会意見概要及び事務局対応案。これにつきまして事務局から補足してご説明をいただいた後、意見を述べていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

(事務局)

それでは資料1の重点プランに関する意見概要及び対応案をかいつまんでご説明します。まず資料1の見方でございます。重点プランを15のテーマでお示ししました。一番左側の項目、丸数字がありますが、これがテーマの番号でございます。協働による地域づくりの推進から 1番目まであります。そのあとに部会とありますのが、3つの部会のどの部会からの意見かというのを示しています。あとは発言の内容と修正案および修正をしない理由等、対応案でございます。

それでは 協働による地域づくりの推進ですが、主なものを説明します。真ん中2行目。第1部会からですが、協働を進めるうえで、相互の情報共有が必要であり、その様な表記としてはどうか。それにつきましては、情報の共有は本市も一番重要だと考えておρισまして、情報の共有は、協働のまちづくりを進めるうえで最も基本となるものですので、分かりづらい面もあるかと思われましたのでその辺は修正をしてまいりたいと思っております。

次に、都市イメージの発信。第1部会、第2部会、1行目、2行目。同様なご意見を頂戴しております。海外の観光の振興のところで、素案の記載は中国・台湾等となっておりますが、韓国、アメリカなども含めて、観光にしたらどうかというご意見でございました。それに対しましては、わが市は日本海側に位置するということで、特に観光、経済もそうですが、北東アジア、東アジアをターゲットにして、取り組んでいるということから、2つのご意見に対して、韓国については記載をしてまいりたいと思っております。アメリカについては、重要な位置づけですが、アジア諸国ではないので、台湾等の等に含めさせていただきます。

次に 水辺のまちづくりです。水辺のまちづくりのテーマの中に、海辺、日本海、海を含めてはどうかというご意見でございました。これもご指摘のとおり、私ども日本海は新潟の特性だと思っております。それも一つの水辺だということで重点プランに水辺のまちづくりの中に海辺という概念を追加してまいりたいと思っております。

快適な住環境の創出です。第1部会でテーマでの写真での統一感が必要ではないかという意見でした。これについては、イラストや写真などいろいろなもので市民に分かりやすく表現をしてみたいと思います。ある程度写真は写真の統一感、イラストはイラストの統一感が必要だと思いましたが、多重に分かりやすい工夫をしてみたいと思います。

その下2行目第2部会から、都心居住の促進については利便性が高いだけでよいのか。本来環境が維持されたうえで利便性が高くなければならないという意見でした。もちろん環境が維持されたうえで、メリハリをつけた表現となると都心は利便性が高いところが一つの特徴であるというところで、表現は素案通りにしてみたいと思います。

次に2ページ目 環境先進都心の構築の3行目。環境先進都市は切れ味のない表現に感じる。循環型都市の方が、理念があるのではないかというご意見でございます。これにつきましては、循環型都市を含めた広い意味での持続的発展可能な都市、環境先進都市を目指しているので、市の環境サイドではいろいろなところで、環境先進都市という表現を使わせていただいていることもあり、環境先進都市を使わせていただきます。

次に 安全な暮らしの確保の1行目。NGO、NPOなどとの連携による地域防犯力の向上を追加してはどうかという意見です。安全な暮らしのテーマの中に、防犯も若干の記載がありましたが、少し隠れるように記載されていたのも事実でありまして、もう少し防犯に関する記載を目立つように書き込みをしていきたいと思えます。

2行目です。テロ、感染症は安全な暮らしの確保の中に素案では入っていたのですが、むしろ健康社会の実現のところ記載してはどうかというご意見でございました。これにつきましては、感染症の中で、SARSや新型インフルエンザなど新しい感染症の脅威も事実でありまして、こここのところは安全な暮らし、危機管理的なところでまとめさせていただきたいと思っています。

食育の推進の1行目、地場農産物の利用が給食だけでよいのかというご意見でございました。確かに給食だけではなく、広く地場農産物を利用しなければいけないことから修正をしていきたいと思えます。

その下、食育をもっと易しい言い方にできないかというご意見でしたが、現在法律にも食育基本法という法律が制定され、だいぶ食育という言葉も新潟市もPRするようになってきました。今後さらにPRを含めて、食育という言葉を使わせていただきたいと思います。

食育の推進の一番下、食育の分類が、少子高齢化に対する取り組みでよいのかという意見でございました。それと同じように関連しますので、子育て環境の整備の一番下の行。子育てが少子高齢化に対する取り組みでよいのかというようなご指摘もございました。そのようなことで、分類が分かりづらいのではなか。3ページ目の全体にかかるものの3つ目で

すが、1から5の分類は、都市像の体系との混乱を招く。15のテーマを私どもは都市像の中に分類しないで、新しい切り口の中で分類をしたものをお示したところでございます。それは都市像間の共通のもの、クロスオーバーしているテーマもございましたので、必ずしも都市像の中にはまらないものもありまして、新しい切り口で並べてみたのですが、いろいろな部会から、都市像の中にきっちりと15のテーマを体系付け、示した方が良いのではないのかというご意見も頂戴しております。或いは、個々のところで分類の見方がおかしいのではないのかというご意見もいただいておりますので、都市像と15のテーマを一致させることを考えました。重点プランイメージ(案)をご覧ください。分権型協働都市から教育文化都市が5つの都市像であります。ここに から までのテーマを都市像ごとに分類したものを新たに作りました。こうしますと都市像と15のテーマがリンクしてくるということで、都市像をまたぐものについては、再掲の工夫をしなければいけないと思っております。分類をとりあえず都市像に当てはめましたが、いろいろまた分類、テーマ名も検討していきたいと思っております。

今ほど 食育の推進に分類の話がありましたが、まとめて話をしました。

次に 優れた人材の育成の2行目です。優れた人材の育成には優れた教育職員の育成が必要ではないかということで、政令市になると県との協議を待たなければならないところもありますが、教職員の任命権も、政令市の一つに特徴になります。そのような意見も踏まえて教職員の育成が必要であるということは間違いのない事実ですので、意見を踏まえ検討してまいりたいと思えます。

次に全体にかかるものです。さきほどの分類についてはご説明したとおりです。その他全体にかかるところで主な所を説明します。1行目、2行目は目標値の設定についてのご意見でございます。数値目標については、15のテーマのうち、設定できるものは設定してお示しました。その設定の方法なども分かりづらいもの、不適切なものもあるというご指摘を受けておりました。私どもも急ぎの仕事の中で、中途半端なものもありましたので、新たな数値目標を含め検討してまいりたいと思えます。

次に4行目です。重点プランとしての抽出の根拠が不明確というご指摘でした。これにつきましては、本文の中で、重点プランの提示の前に、このような視点でプランを抽出したということ整理し記載してまいりたいと思えます。

次に6行目です。文化・スポーツの施策が必要なのではなかという意見です。最終ページの15のテーマをご覧ください。この15のテーマ中で、スポーツ・文化というテーマはございません。それを指摘していただきましたが、15のテーマを16にするのは非常に煩雑になりますので、15は固定しまして、あるところはくっつけたり、合体したりして、ぜひ文化・

スポーツのテーマが見えるように工夫をしてみたいと思います。

以上、重点プランの主なものの部会の意見と対応案をご説明いたしました。

続きまして区ビジョンに関する意見概要とそれに対する対応案をご説明申し上げます。お手元の資料2をご覧ください。資料のくくりですが、一番左がいただいたご意見です。その右がご意見をいただいた部会、その右が対象となる区です。区ビジョンにつきましては、それぞれの部会からたくさんの意見を頂戴しました。その中で、一番多かったのが、区によって表現、内容等にばらつきがあるというのが多かったです。その意見を持ち帰りまして支所、或いは区の自治議会の準備会と協議したうえで、区ビジョンにつきましては、それぞれの区の特성에応じて作られたものということを踏まえまして、例えば総合計画で示す方向性を逸脱したもの、全体の整合性を著しく乱すものを除きまして、基本的には、住民の意見を最大限、尊重するような形で、修正案を作らせていただきました。

区ビジョン全体に対するご意見を中心といたしまして主要なものを説明申し上げます。まず1、これは全体に対するご意見です。区の将来像の中で、「生産」と「供給」、「にぎわい」と「賑わい」というような言い回しにバラバラなところがあるので統一してはどうかということでした。将来像につきましては、たぶんにキャッチコピー的なものがありますので、言い回しや表記の仕方につきましては、各区の独自性を尊重したいと考えております。ただし、全体に言えますけれども、まだ統一できる場所はあると思いますので、それにつきましては、なおも調整を進めてきたいと考えております。

2、これも全体に対する意見ですが、目指すまちの姿の中で、具体的な施策につながらない、たとえばやさしいまちづくりの項目が1番になっているのは、おかしいのではないかというご意見です。区のまちづくりを進めていく上で、各地域の中で、重要と考えられる項目から順に記載しているということですので、このままとさせていただきたいと考えております。

3は区のやる気、特色が感じられるので、このまま文章表現や内容にばらつきがあってもいいのではないかというご意見です。冒頭にも申しあげましたように、私どもも基本的にはできる限り、区の独自性を尊重してみたいと考えております。

5は生物と共生できる農村、農地のあり方について、農業比率の高い区の中に記載してほしいというご意見です。まず全体の方向性につきましては、都市像の田園型拠点都市の水辺環境の整備の中で出しております。また、個々の農業比率の高い区におきましても、目指すまちの姿の中で、直接記載したところはありませんが、例えば環境への配慮、水辺環境、自然環境の保全といった形で言及しています。

6、福祉など、当たり前の事柄が記載されている区があったり、なかったりで全体の足並みがそろっていないとのことでした。これにつきましても繰り返しになりますが、全体の調和

を逸脱しない限り，区民の意見を尊重いたしまして，当たり前の事柄であっても，それを望む区については記載をしていいのではないかという考えでございます。

8，各区の施策の方向の中で，何々を新設する，何々を整備するという記載がありますが，合併建設外の事業について，吟味や調整はなされているのかとのことでした。基本的に区ビジョンにつきましては，合併建設事業，連続立体事業，鳥屋野潟南部開発事業など方向性が決まっている事業について，このような表現とさせて頂いております。

10，区ビジョン基本方針の策定にあたっての表現，記載項目の整合性について，策定スタンスを明確にしなければならないのではとのご意見でした。これにつきましてはお手元の資料2-2をご覧ください。表紙に赤字で記載されています。内容については後ほどお読みいただきたいのですが，市としましては地元との協議によって独自性を持った表記になっているという旨の記載でございます。こういった旨の文章を編集の際に区ビジョンの中に，どこに入れるかはまだ決めておりませんが，どこかに入れてまいりたいと考えております。

次に13，地域コミュニティの取り組みがある区とない区がある。統一的に記載したほうが良いのではないかということです。これにつきましても，全体としては，区ビジョンの冒頭にテーマを設けているということでございますし，区ビジョンにおきましては，これを踏まえて各区の独自性を打ち出していてもいいのではないかと考えております。

14です。区の将来像を読んでも，将来の区のイメージが分からない区があるということです。これにつきましても，同じく将来像については，キャッチコピー的に将来の姿を示すものです。地元住民の考えを最大限生かした結果がこれだということで，ご理解いただきたいと思えます。

次に15です。目指すまちの姿に対応した施策の方向がないものがある。表現や数をそろえた方がよいのではないかという意見でした。これについても繰り返しになりますが，区の独自性を生かしたもので，特に全体の整合は図っておりませんが，対応等がわかるようにできるものについては検討していきたいと考えております。

次が16です。重点プラン，施策別プラン，区ビジョン基本方針の施策は一致しているのかということでございます。区ビジョンにつきましては，基本的に施策別プランと整合をとりながら策定いたしております。ただ表現につきましては，区の独自性を生かした形になっているということです。

ここからはそれぞれの区に対するご意見です。17ですが，1区に対するご意見です。区の担う役割の中で，新潟西港や空港との連携という文言がありますが，連携しようとする区に同様の記載がないという意見でした。この場合の連携という言葉につきましては，特定の区との連携ではなく，これらの拠点施設を中心に，全市的に連携を進めていくという意味で使

わせていただいている言葉です。

20. 2区に対するご意見です。施策の方向性の内容が一般的で区の特徴が出ていない。何をやるのかが記載されていないという意見でした。これにつきましては、具体的な取り組みは、来年度、区民と共同で策定します区ビジョンまちづくり計画の中で、具体的に明らかにしてまいりたいと考えております。

24, 25. いずれも3区に対するご意見です。まず24番については新潟市の顔として、花などをもっとはっきり出した方が良いのではないかと。25番は、施策の方向の中に、芸術への支援を入れられないか。りゅーとぴあを活用する考えはないのかとのことでした。これにつきましては、3区の施策の方向の中に、都市機能の向上という項目がございます。この中で、来年度策定するまちづくり計画において検討していきたいとのことでした。

次に29番。3区に対するご意見です。施策の方向の中に、まちなかの再生という言葉がありますが、まちなかを住みやすくするのか、活性化するのかとのことでした。これにつきましては、まちなかといっても一様ではございませんので、まちなかのそれぞれの地域特性を考慮しながら今後検討してまいりたいとのことでした。

31番。4区に対するご意見です。これは大きな問題として、区の担う役割の中に副都心というフレーズが入っております。副都心的にしないと、他区との調整が取れないのではないかとという意見でした。これにつきましては、合併建設計画の地域の役割について示された表現で、地域審議会、区自治協議会準備会で、協議され盛り込んだ経緯があるので、このままにしたいとの回答でした。ただ、ご意見はもっともで、全市的な影響も考えられるということですので、なおも関係部署と協議をしながらさらに検討を進めていきたいと考えております。

次に36, 38, 41番は、共通の内容として、6区, 7区, 8区に対するご意見です。各所にやさしいという言葉が使われていますが、何に対してやさしいまちづくりを進めるのかというものでした。6区は、人だけではなく、自然環境、コミュニティーなど人を取り巻くすべてのものにやさしくなければならないという考えで、この表現を使ったとのことです。7区は、すべての区民に対してやさしいまちづくりを目指すという旨を示していますが、これは地域審議会、区自治協議会準備会から、柱として盛り込むよう強い要請があったということのために記載したとのことです。8区は環境にやさしい農業として、やさしいという言葉を使っておりますが、言葉足らずの部分があったということで、施策の取り組みについての説明文をわかりやすく書き換えることによって、環境にやさしいという意味での環境に配慮したという意味でのやさしさであるということを確認してまいりたいとのことでした。

37番。7区に対するご意見です。内容として区の担う役割の中で、田園政令市のパイロッ

ト役を担うという表現がございますが、8区では中核を担うという表現があります。こういったように区どうしで競い合うような記載は意味がないのではないかという意見でした。これにつきましては、7区は、8つの区の中で、いちばん広い畑の面積を持っています。広大な農地と、かつ都市部がバランスよく共存していることから、都市と田園の調和をうたい文句とします田園型政令市のパイロット役を担うという思いで記載したもので、このままとさせていただきます。

以上走り走りでございますが、区ビジョンについての説明を終わらせていただきたいと思います。

(伊藤部会長)

ありがとうございました。今、ご説明いただきましたように各部会で、大変熱心にご審議をいただいて、ご意見が、たくさんでてきたようであります。これを概要としてご紹介すると同時に、事務局としてどう対応するかという対応案も説明いただきまして重点プランならびに、区ビジョンについてご説明を頂きました。

なお先般、ご紹介しましたように、21日に部会長会議が開催されまして、当日は審議会の中山副会長がご出席でしたし、当部会からは及川委員からもご出席いただいて審議をさせていただきました。その中では、資料1、資料2についてご説明を頂きました。たとえば副都心という扱い方です。これについて、ご紹介がありまして、どのようなものだろうかという意見交換しましたが、今ございましたように、合併建設計画や区の地域協議会において、ぜひこれを盛り込んでほしいという要望も強くて、ここにでてきているという一面がございますし、他方では、一つの市としての新市としての総合計画なので、一貫性、統一性が重要ではないかということで、区独自のわがまま勝手はいかなものかというようなご意見がございました。しかし統一してしまうとのっぺらぼうになってしまって、区の特徴が生きないということもあり得るので、その辺の整合性をどのように考えて言ったらいいかという大変難しい協議になったのでございますけれども、地元の皆様がたのほうからぜひということであれば、やむを得ないのではないかということで、部会長会議としてはそのままにするということで統一をみたところでございました。それでは、重点プランと区ビジョンにつきまして他の部会の意見もにらみながら、再度ご意見を頂戴いたしたいと思います。何かお気づきのところがございましたら、よろしく願います。

(辻委員)

非常に素朴な質問ですが、区ビジョンはどのくらいの重要さがあるのでしょうか。区ビジョンに、あるセンテンスを入れたか入れなかったかで、その後の実際の施策や予算配分などに、変化が起こるような重要性があるのかないのか、逆に言えばどうでもいいのか。

(事務局)

今年の区ビジョン，今回，ご議論いただいている区ビジョンは基本方針ですが，来年はこの基本方針に従いまして各区が区ビジョンの具体，まちづくり計画を策定します。従いまして，ここで方向性が出ますので，その方向性に沿った形で来年度，今度，区役所が区民の方と一緒に，具体的なまちづくり計画を策定していくということで，その方向性が当然重みがあるといえますか，総合計画の基本計画の中に，盛り込んだものでもありますし，それは広く区民，全市的にも表明することになる事柄になります。ただ，基本的な方向でございますので，これから来年，具体の取り組みを検討する中で，この方向性の中でおよげるいろんな事業もあるでしょうし，議論も深まっていくと思います。そういった中で，実施に向けての予算化されていくというような流れになっておりますので，ここがスタートライン，ベクトルの方向は，ここで定めて，あとは具体に取り組みを検討していくということを考えております。

(伊藤部会長)

非常に包括的ですね。

(中山委員)

資料2の8番目。これはおそらく橋場委員がおっしゃった内容ではないかと思いますが，表現の問題でして，結局事業主体はどこであるかということを確認にして，市で出来ないものもあるし，できるものもある。できるものは，やりますと一言でいいまして，他との協議があるものや事業主体が異なるものについては，実施に向けて努力するとかという表現でまとめたらいかがですかという話をしました。最終的に文章を直される時にそういうことを心がけていただければと，これは私の意見です。

(伊藤部会長)

合併建設計画が，一方であるなかで財源的なものも考えると。やはり，まだしかも全体的なことをもう1回考えてみると，いかに必要な事業なのかどうかというような精査も必要であるだろうということですね。それは全体的には大変妥当なご意見ではないのかと思います。

(辻委員)

事務局対応案は，ほとんど2ですね。下からボトムアップで上がってきたものなので，尊重しましょう。尊重しますが，それを実行するのかということは書いていませんよね。見ていると，自主性を尊重して言わせて置いて一種のガス抜きのようなことをして実際やらないかもしれないというような対応に見えてきます。

(及川委員)

資料1の 都市イメージの2。ここで中国・台湾とありますが、私個人の認識は、中国は中国、台湾は台湾という認識を持っていますが、政治的には中国（台湾）になるのかと思います。この表現をもし中国の人が見たらどのように見めるのかということが気になります。辻さんいかがですか。

（辻委員）

そうですね。中国の人から見ると、台湾は中国の中の一つの省です。

（中山委員）

中国政府から見たら、そうですね。しかし中国の国民がみたら関係ありません。

（伊藤部会長）

基本的な私どもの感覚から言ったときは、やはり中国・台湾ということでしょうか。確かに今中国も台湾も新潟港等に来て観光客として随分いらっしゃっています。

（及川委員）

ホテルに行ってもロビーなどにも結構あります。

（辻委員）

オリンピックの時、台湾はチャイニーズタイペイというフラッグを持って別に行進します。

（及川委員）

ではそこまで気にする必要はないですね。

（中山委員）

第1部会で資料2の「やさしい」とか「持続可能な」というのは今の流行の言葉で、ここでは新潟市の独自性のある言葉でやれないかと思います。「環境にやさしい」というのは、強いものが弱いものにやるのがやさしさなので、持続可能もなんとなく使っていますが意味がいろいろありますので。

（及川委員）

サステイナブル「持続型」とよく言われますが、欧米では、必ずしもその意味にはとられていません。辞書を見ると確かにそうですが、この言葉は結局、現状は維持するという意味で、現状を下がらないようにする、むしろ現状をよくするという意味、現在の経済を含めた状況を、それをサステイナブルという言葉を使うのは本当は間違いのようです。

（中出委員）

アメリカとヨーロッパでは使い方が違います。

（伊藤部会長）

多様性というようなこと...

（及川委員）

それと自然との係わりの中でやるというような意味にアメリカなどでは捉えています。

(五十嵐委員)

私は単純に新潟を世界に発信するとか、日本の中に発信するときどういう点をメインにしたらいいか。新潟というのは読んで字のごとく新しい潟ですから、やはり湿地帯です。もともとそういう湿地帯を干拓して農業生産を上げてきたとか、農業を中心に今後バイオテクノロジーなどを発展させて世界にアピールするには何かと云ったら、やはり新潟というのはラムサール登録的な湿地の上に成り立っている都市だというイメージがあって、世界的にはラムサール登録湿地の中にあるのだと、田んぼも湿地なわけですし、鳥屋野潟、福島潟、佐潟、それから大きな二大河川が流れているわけですから、そういうラムサールの登録湿地の上に成り立っている都市で、それを世界にアピールしていくという意味で、グリーンツーリズムを含めて、いろいろな産業を興していこうというイメージの方が理解されやすいのではないかと思います。その中で湿地のワイズユースという言葉、賢い使い方ということですから、保護するというよりは人間も係わり合いを持ちながらよりよくしていくというイメージも入ってくると思います。よりよくしていくというイメージを入れることとラムサールは相反するものではないですし、企業で言うと、永續していくということを前提に設立していくわけですが、同じように都市も永續的な存在として存立していくという方向を考えると、やはりどうしても、環境というのは21世紀避けられない重要な目標の一つなので、その中で新潟がどのような活かし方、ワイズユースをしていくのか、いろいろな産業面、観光面、国際面を含めてどういう活かし方ができるのかという部分を捉えていけるようなビジョン、それを各区が少しでも反映できるような構成になってほしいというのが一番大きな要望ではあります。

(伊藤部会長)

表現もさることながら、区と区をつなぐようなものも、水辺なり、湿地なり、そこに共生しているという意味で、区は縦割りではなくて共通の課題なども見つけながら共同していくような方向も必要なのではないかと。

(五十嵐委員)

軸としてそういうものが何かでつながっていないと、それぞれの区が、環境なりワイズユースでもいいのですが、農業をなるべく環境にやさしくやっていくとか、何か一つ、ぶどうの房の一つ一つの枝のようにつなげていくようなものもほしいという感じです。

(伊藤部会長)

表現ということと同時に、それに込められた理念のようなものをしっかりふまえた上で表現を使っていただくように、事務局の方に心がけていただけたらというご意見ということで

よろしいでしょうか。そのほかはいかがでしょうか。

もしお帰りになられてから足りないようなところがありましたら、事務局までお願いしたいと思いますが、いつごろまで受け付けていただけますか。

(事務局)

29日までに、このあと説明いたしますパブリックコメントと住民説明会のご意見で出たものをお送りしますので、今ご議論したものとこれから議論するものを含めて、10月4日くらいまでに、意見がございましたらお願いします。

(伊藤部会長)

だいが資料1, 2のように修正されているところがございますが、当初いただいた本冊の素案の中味もだいが変わってきて、篠田市長がおっしゃったように、原文を留めないくらい直っておりますが、ご覧になって何かあったらお出しいただくということで。

(事務局)

今おっしゃった集大成したものを今日ご用意できなかったのですが、この後にあるパブリックコメントも含めて、その資料を9月29日までに郵送いたします。今まで何回か重ねて、1回1回このように修正したらどうかと個別に修正して、それを集大成したものを早急にお送りいたします。

(伊藤部会長)

届きましたらご覧いただいて、気になるところがあったらご意見をいただきたいと思います。それでは(1),(2)はよろしいでしょうか。

続きまして(3)のパブリックコメント、住民説明会での意見について事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは続きまして、新しい総合計画に関するパブリックコメントの実施概要について、ご説明させていただきたいと思います。お手元の資料の3をご覧いただきたいと思います。パブリックコメントにつきましては、先ほど話がありましたが、2回に分けて実施させていただいております。まず1回目につきましては、総合計画のうちの時代の潮流、それから基本構想、基本計画のうちの総論、それから政策施策別プランの4項目について、7月の14日から8月の13日まで1カ月間実施いたしまして、13名の市民の方から144件のご意見を頂戴したところでございます。次に2回目といたしましては、基本計画のうちの重点プラン、それから区ビジョンの基本方針につきましては、8月の19日から、9月8日まで3週間実施いたしまして、22名の市民から113件のご意見を頂戴したところでございます。2回合わせまして、合計35名の方から257件のご意見を頂戴いたしました。それではその内容について、

ご説明させていただきます。

まずはじめに時代の潮流ということで上から2つ目、潮流の中に当初環境問題が入っていませんでしたが、「地球環境問題」を加えてはどうかということで、これにつきましては、部会からもご意見を頂戴いたしまして、入れさせて頂いたところでございます。それから、潮流の中に冒頭のところで合併マニフェストについて触れていますが、こういうところでマニフェストについて触れるのは、違和感を感じるというご意見をいただいております。

次に基本構想ですが、その中のまちづくりの基本的な考え方のまちづくりの理念の2つ目、理念というのはキャッチフレーズでもあり、これを見るといろいろなフレーズをまぜ合わせすぎているということで、もう少しシンプルにまとめてもらいたいというご意見をいただいております。それから先ほどもお話がありましたが、「持続可能なまちづくり」を加えてはどうかというご意見がありました。

それから目指すまちの形の中で、市街地と地域農村部との均衡を図っていく必要があるのではないかとご意見がございました。

次は都市像ですが、上から4つ目、順番に並んでいるのですが、いきなり分権型の話が出てきているけれども、こういったものは少し乱暴な気がするというご意見がありました。その下、どのページにも図が挿入されていますけれども、何を意図して作成しているか分かりづらいということで、これも様々な部会から同じようなご意見を頂戴したところでございます。

次に基本計画でございます。総論の将来人口推計の1つ目ですが、われわれの方でお示した将来人口推計が高すぎるのではないかと、こういった過大な人口推計に基づいて施策を策定すると、将来的に困難が生じるというようなご意見をいただいております。次に土地利用方針ですが、その中で「社会資本が既に整ったまちなかへの居住を促進する」とあるけれども、社会資本が整っていない集落に取り残された人々の暮らしはどうなるのかというご意見がございました。

次に施策別プランですが、まず1つ目の都市像、分権型協働都市の中で、(1)のコミュニティ活動の活性化ですけれども、まず市民の意識を高める政策をしないと、協働というのは不可能なのだというご意見を頂戴しております。次に企業力をどのように発揮・誘導していくかについて何も書かれていないというご意見もございました。その下、人権尊重男女共同のところですが、施策の中でとくに女性就労者の施策を強化していただきたいというご意見でございます。それから文化施設の整備のところですが、現在、文化施設については各地区充足しているので、これ以上の新設は不要だというご意見もございました。それから、市民生活を便利にするための情報化ですけれども、24時間どこでも電子申請を行えるようにす

るまでの必要があるのかというご意見でございます。

次に2つ目の都市像，田園型拠点都市ですが，この中で美しい農村景観を取り戻すことは非常に難しい，あるいは農村集落の活性化ですが，田園住宅とはどのようなものを指しているのか分かりづらいというご意見がございます。次に農業の新たな可能性を拓く，農産物の輸出の促進の中で，東アジアなどとなっているけれども，もっとグローバルな視点が必要なのではないかというご意見もございました。

今度は3つ目の都市像，日本海交流都市ですが，現況と課題の中で，公共交通機関によるアクセス性に優れという表現があるけれども，必ずしも充足しているとは言えないのではないかとご意見もございました。次に日本海政令市の拠点性の強化の現況と課題の中で，将来的な新公共交通機関，地下鉄ですけれども，建設計画の取り組みを追加すべきではないかというご意見もございます。

今度は4つ目の都市像，くらし快適都市の中で，食育の推進の中に地域の農産物と季節感の農産物の食育指導という第2階層を追加してはどうかというご提案がございました。次に子育て支援の充実の2つ目ですが，施策の第2階層といたしまして，中学生等を保育所あるいは乳児院等に派遣するというものを追加してほしいというご意見がございました。

今度は5つ目の都市像，教育文化都市ですが，教育ビジョンにある低年齢時からの「いのちの教育・心の教育」の項目を挿入してほしいというご意見でございます。

その他ですが，これは計画全体についてのご意見ですが，グラフなどを用いて，現状がどのような状況になっているのか，あるいは今後どうあるべきかを市民に訴えていく必要があるというご意見，それから一般的に使用されていない文章，イメージの分かりづらい文章がところどころにある。分かりやすい文章を心がけていただきたいというご意見でございます。

次に区ビジョン基本方針に対するご意見でございます。まず第1区ですが，区の優位性，拠点性を再認識したうえで，オリジナリティの高い施策の方向の明確化をというご意見でございます。あと鉄道の関係で，白新線の複線化，羽越線の高速化というご意見もいただいております。2区ですが，職住近接は工場に隣接する場合，公害にさらされる度合いが大きいので，公害防止対策の強化をお願いしたいというご意見でございます。それから，「世界と共生するまち」というフレーズがあるけれども，住民には分かりにくいというご意見もございました。3区につきましては，新公共交通機関の整備の検討というものが必要になってくるだろうということでございます。4区ですが，区内のバランスの取れた一体感の醸成が大切，あるいは「緑」という表現が漠然としており，適切ではないというご意見も頂戴しております。次は第5区になります。施策の方向の中に，「花き・園芸のまちづくり」の項目を追加してほしい，あるいは温泉など自然資源を活かした観光交流といった項目を追加してほしいと

いうご意見でございます。次に6区ですが、地産地消により、おいしくて健康的な食を売り出せたらよい、あるいは平和を求める宣言をしたい、福祉の内容がはっきり示されていないというご意見でございます。次に7区ですが、JRの複線化により、車の利用による郊外型社会から公共交通機関を利用したまちなか中心型社会へのシフトをとということでございます。8区につきましては、前々から言われていることですが、JR越後線の複線化をプランの中に盛り込んでほしいというご意見でございます。

次に重点プランですが、1つ目のテーマの協働による地域づくりの推進の中で、隣組や班程度の小コミュニティによる地域づくりが必要なのではないかというご意見でございます。2つ目のテーマの都市イメージの発信では舟運の復活により、都市イメージの発信を検討してはどうかというご意見もいただいております。4つ目のテーマみなとまち新潟の魅力づくりの中では、古町地区のほか、西大畑地区も含めたまちなか整備を盛り込んでどうかというご意見でございます。快適な住環境の創出の中では、都市居住の促進には、マンションなどの供給のほかにも、空き家など既存の住宅の活用も重要になってくるというご意見でございます。公共交通の充実につきましては、LRTなど新しい交通システムの検討も、今後継続していかなければならないというご意見でございます。全体についてのご意見ですが、15のテーマの中に「福祉」の視点が欠けているというご意見でございます。また、高齢者・障害者福祉、生涯学習、教育改革といったものを入れてはどうかというご意見でございます。次にその他というところで、施設等の整備については区域を超えた広域的な視点で選定すべきではないかというご意見でございます。それから男女共同参画を政策の一つに加えてもらいたいというご意見も頂戴しております。以上がだいたいのパブリックコメントの内容でございます。現時点では私どもからの回答は記載しておりませんが、今週末にこれに私どもの対応案を書き加えたものをお出ししたいと思っております。

引き続きまして、資料4の住民説明会の結果の概要をご報告したいと思います。表に記載の通り、各区を2巡いたしました。第1回目は基本構想、基本計画の一部、いわゆる総論的なものを中心に説明会を開催いたしました。第2回目は重点プラン、区ビジョンなどを基本に説明会を開催いたしましたところ、7月14日から7月22日まで八地区を回りましたが、延べ573名、1会場平均71名の市民の方に参加していただきました。第2回目につきましても、各会場延べ529名の市民の方に参加していただきまして、平均が66名になっております。

各区の主な意見を取りまとめたものでございますが、最初は基本構想、基本計画、総論の部分を説明した上での意見でございます。1区は旧豊栄、松浜地区でございますが、教育における区の独自の取り組みはできないのか、あるいは社会教育を特筆してプランに盛り込めないか、あるいは教育委員会制度を分権型にできないか、解決能力のある教育委員会を組織

すべきだというように、教育に関して多くの意見が出されております。次に2区でございます。旧新潟の中地区、あるいは石山地区になりますが、ここでは、ショートステイのような福祉施設が必要だと思ふ。あるいは福祉施策がしっかりと計画の中に入っているかどうかと、福祉に関することが多かったように思います。次が3区中央区でございますが、コンパクトなまちづくりについて考え方を聞かせて欲しい、このコンパクトなまちづくりは、この総合計画のひとつの方向転換の施策になりますが、他の区でもコンパクトなまちづくりとはどういうことなのかという意見が出ています。あと3区では新しいまちづくりのルールということで、まちづくり三法改正に関する意見も出てきました。あと「協働」とはどのような意味なのかというご質問も出てきました。続きまして4区、旧亀田・横越地区ですが、市役所の人員配置及び組織規模の適正化に取り組んでもらいたい、あるいは「市民と行政の協働」については限界があるのではないかというご意見がございました。5区新津・小須戸地区でございます。ここでは、田園型政令市の看板である農業における収入をどのように向上させていくのかというご意見でございます。あるいは人口増加が不可欠である、大きな産業、工業が必要であると思ふので、気概を持ってまちづくりを頑張ってもらいたいという意見です。白根を中心とした6区ですが、教員の採用などに関する権限は区役所に来るのでしょうかという教育に関するご質問もいただいております。あるいは人口増加策、子育て支援策が必要である、先ほど今の総合計画の予測は高めで、もっと低めにした方がいいのではないかというパブリックコメントがありましたが、一方では、地元説明会では人口増加が必要なのではないかという意見が多く出ているような気がいたしました。7区西地区でございますが、教育文化のエリアであることをPRを含めアピールしてほしい、あるいは生涯学習をする場所の充実をお願いしたいというご意見が出ています。最後に8区西蒲原、巻を中心とした西蒲区ですが、目指す健康づくり日本一のイメージ、これはどのような意味なのか、審議会でもいろいろご意見を頂戴しております。ここまでは基本構想、基本計画、総論に対するご意見ですが、これを分析いたしますと、アバウトでございますが、教育に関するご意見が一番多くございました。2番目がコンパクトなまちづくりを含めた土地利用、3番目が交通関係、その次が福祉という順でございました。

続きまして第2回目の住民説明会の結果概要ですが、重点プラン、区ビジョン基本方針にかかる説明会への意見です。1区ですが、競争社会、格差社会の陰の部分への対応という意見が出ております。あと農業関係で、経営が成り立って始めて、美しい農村づくりへつなげることができるという厳しいご意見でございます。続きまして2区ですが、「安全な暮らしの確保」の中に「雪害」についても入れてほしい、区役所ができるのは分かるが、具体的にどこにどのような形でできるのかというご質問です。2区については方針で、現在の中地区

事務局が区役所という答申を受けてスタートするわけですが、もはやあそこでは場所あるいは施設規模というところで問題がある、新しい区役所がいずれできるだろうけれども場所はどこなのかということです。区内の交通について、タテの交通が弱いという意見が出ております。海拔ゼロメートル地帯が多いので、こうした特性を踏まえた区ビジョンを作成してほしいという意見です。3区でございますが、区制というものがよくわからない。区長ができる権限にはどのようなものがあるか。あと若い人たちの雇用の場の確保に力を入れて、経済の活性化に取り組んでほしい。新エネルギーを含め、様々なエネルギーを考えてはどうかという意見が出ております。続きまして4区でございますが、農地の宅地化による浸水被害への不安があることから、排水対策をしっかりとしてほしい。区ビジョンの進行管理を行政側だけで行わないで、市民の声もよく聞くようにしてほしい。あと水害対策、区バスなどについてです。5区でございます。市役所本庁舎を5区の北側に移転し周辺整備をしてほしい。あるいは里山への交通アクセス、農業に若者をどう惹きつけていくか、あるいは介護、医療の問題も出ております。そしてLRT等新しい公共交通についての検討はどうなっているのかという意見が出ております。続きまして6区でございますが、福祉のまちづくりについての項目が出ていないのはいかがなものか。非常におおざっぱに、6区の区ビジョンの中にやさしいまちづくりの概念は出ているのですが、もう少し具体的にすべきだというご意見です。農業の活性化などを含め、産学連携の拠点のようなものが各地区に必要なのではないかと、あと8号線しかない白根の交通について、大変不便だというご意見です。続きまして7区でございます。数値目標など具体的なものを見せてもらいたい。計画を作るのはいいが、しっかりと実践してもらいたい。あるいは南北を結ぶ道路を整備してもらいたい。文化活動やスポーツ活動が盛んな坂井輪地区なので、そのことに触れられていないのは残念であるというようなご意見です。最後に8区、都市計画法の強化はバランスある都市の発展と矛盾するのではないかと。都市計画法の強化では人口増は望めない、都市計画法の弾力的な運用をお願いしたいというご意見です。現在、都市計画部の方で新市の中で都市計画制度が3パターンほどありますが、それを統一するということで、この西蒲地区にも現在、市街化区域、市街化調整区域がなかったり、都市計画法自体が適用されない地域がありますけれども、そういったものは基本的には統一をしていくと、すなわち市街化区域、市街化調整区域を全市にわたって網かけをしていくという方向性を都市計画部の方でも、少しずつお伝えし始めているのですが、それに対して、弾力的な運用をお願いしたいというご意見でございます。区ビジョンの中に福祉部門の具体的な取り組みが出ていないようですが、どのように考えているのかというご意見も出ています。こちらの第2巡目は重点プラン、区ビジョンについてで、具体的な説明に対するいろいろな分野のご意見を頂戴したのですが、これを整理いたしますと、一

番多かったのは、区の権限ですとか、区の予算のようなものが一番多い質問となっております。2番目が交通関係、3番目が防犯防災、続いて福祉関係という順で、質問が出されたところでございます。この住民説明会も、今日はこういう質問が出たということをお示したわけですが、先ほどの重点プランと同様に、これに対して私どもがどういうことを考えているか、どのように対応するかというものを添えた上で、今週末くらいには委員の皆様へ届くようにいたしますので、またそれをご覧になってご意見をいただきたいと思っております。以上でございます。

(伊藤部会長)

パブリックコメントは合わせて257件、35の方がお寄せ頂いたということでございます。大変詳細に見ていただいているという印象を持ちましたし、住民説明会におきましては、1巡目が延べ573名、2巡目は529名、1100人からの方が出席をしておられたと、1回目、2回目とも一番多かったのは白根地区の方が大変多く出席して頂いたようでございます。教育とか交通、福祉、区の権限、こういったものについて大変高い関心があったというご説明でございました。こういったご意見をお聞きになられて、ご質問ご意見があればお出しいただきたいと思っております。

(中出委員)

パブリックコメントについては、意見を言われた方の立場などは分かるんですか。まったく匿名ですか。

(事務局)

住所、氏名は分かります。

(中出委員)

かなりしっかりしたご意見をいただいていると思いますが、羅列的にしないで、名前を挙げなくてもいいですから、アルファベットで良いから、Aさんの意見、Bさんの意見というふうにしておいた方が後々いいかと思いました。

(事務局)

そういうまとめ方も、私ども内部的にはしているのですが、今日はこのようにお出しいたしました。

(中出委員)

団体からもきているんですか。例えば国のパブコメだと、学会とか。

(事務局)

個人です。

比較的一人でたくさん出してこられた。従って、発言者の割にはご意見がすごく多い。

(中出委員)

そうだと思ったので、これが、13 人の人が、平均一人 11 件出しているということではなくて、たくさん言ってる方と、重点的にある部分についていっている方といると思うので、
で、箇条書きに記載するのが良いのかどうかというのがちょっと気になるところです。パブコメかけて、それにどう対応するか、というのは大事なところなのですが少数の偏った意見にもものすごくシンドイ思いをして対応をすることになりかねないのだったら、もうちょっとちゃんとしたことを考えた方が良いのでは。今回これを拝見する限り、へんてこな意見だとは思いませんけれども、どのような立場の方が、どういう意見を重視しているのか、専門的な部分で、専門的なことで質問されていたり意見を言われたことにするという点に関してはちゃんと対応した方が良いという部分もあるので、パブコメの取り扱いに慣れているのだと思いますけれども、その辺りをきっちりしていただければいいと思います。

(伊藤部会長)

南さん、商工関係とかのこの総合計画についてのご意見とはありましたか。

(南委員)

絵に書いた餅をいかに食べれるようにするか。

(伊藤部会長)

住民説明会の場合も、区長さんとか、役柄だからいこうかなという形の方と積極的に聞きにいこうかなという方はどんななんですかね。

(事務局)

自治会長さんなどにはご案内を差しあげていましたので、そういった方のご出席が多かったと思います。

(伊藤部会長)

高橋さんなども、お出になられたのですか。

(高橋綾子委員)

私は土曜日だったので、自分の地区は両方とも駄目だったので結果的にはいけなかった。

(辻委員)

この中に区バスについてとあるのですが、具体的な動きがあるのでしょうか。

(事務局)

これは、来年から区が施行されて、区役所も配置されますし、区の中にいろいろの公共施設、イベント施設がありますから、区の中の利便性を高める区バスのルートを区の支所を中心に、地元の方といろいろ協議をして、すでに、社会実験的なものを始まっているところもありますし、かなり具体的に動いている。

利用状況をまず見るということは大事ですし、もう一つ住民バスがあるのですが、区バスについては或る程度利用状況を見て継続するか。あるいは、ルートを考える取り組みが必要だと思う。

(高橋綾子委員)

区バスのことと言うならば、5区に関しては支所が遠くなるから、それをメインで区バスをということを聞いたので、だからそういうルートだと。私たちの話し合いの中で、そうじゃないルートも、バスや公共機関がない地域もあるんでしょうが、そこは完全に何も手当てがされないんですよ。欲しいけれども区バスの意味合いはそうじゃないんだということ言われて、そうなのか仕方ないのかという感じでしたが。私は、他の区を見ていると必ずしもそうじゃない書き方をしていましたし、一体何のためにという目的もみんな違う、区によって。自分の目で確かめたくて、乗ってみたのですが、利用がかなり高かったから予算が、補助が少ないという感じ、3年間は絶対になくさないよと新聞に載っていましたが。この予算の割り振りは一体どういう基準なのかなと、その辺がよくわからなかったです。

(事務局)

まず、路線なんですけど区によってそれぞれ交通の状況が違います。ある程度広い区はそれだけ路線数も、1路線ではなく2路線にするとか、そんな配慮も必要だということで、大体想定した路線に対して、1路線当たりの予算を決めて各区で均一ではない。

(高橋綾子委員)

趣旨は、やはり支所へというのがメインですか。

(事務局)

そうですね。支所と区内の主要地点を結ぶ。

(高橋綾子委員)

5区の場合、実験結果によると、ショッピングと観光ですね。支所のウエイトは数パーセント、いわゆる小須戸の方からの方がショッピング。そのデータを見たら、縦がないんですよ5区の場合。だから、新関地区の人々は、全然交通機関がないんですよ、新津駅へでるまでの。それでそういう意見を言われた方もあったのですが、支所へ行くのが区バスの目的だからということで、でも他の区を見ていると必ずしもそうではないと新聞記事に出ていました。

(事務局)

たまたま区役所へいくルートが、そういったところを通過するところも区の中の話合いの中では。

(高橋綾子委員)

だとすると、その路線と言うのは誰が決めたんですか。

(事務局)

支所・地区事務所が中心に地域の人と検討しまして、全体的の調整は都市交通政策課というところで行いました。

(白野委員)

3区の4番目の発言内容ですが、もっともな事だと思うのですが、どのようにご回答されたのか、回答例を少し教えていただきたいと思います。区制というものがよくわからない。区長、区ができる権限にはどのようなものがあるのかというものについては。

(伊藤部会長)

資料4の2回目の説明会の3区の(4)のところね。

(白野委員)

どこでもこういう質問が出ていると思うのですが、どのような回答をされたのか教えてくださいませんか。

(事務局)

区制というのは、一番基本になるのは、日常的な暮らしに関わることは区で完結します。あるいは、区役所に行くことによって、ある程度用が足りるというようなものを区制の基本としていきたいと思うと回答したような気がします。身近なまちづくりは、市全体で見るのではなく、区の中で、一つの小中学校単位とするコミュニティみたいな単位もありますし、いろいろ段階はありますが、身近なことは、その地域で区で解決していきましょう。行政に、いろいろ用事がある人は、本庁まで来なくても、身近なものは区役所で、あるいは出張所で用が足りるようにするというようなことを回答したと思います。

区長ができる権限については、現在整理していると前置きをしたうえで、今考えてるのは、区の予算でございますが、特色ある区づくり、まちづくりみたいなものは、本庁でなく区で考える。身近なところは、区に予算を本庁から切り離して区が持つということで紹介をしています。あるいは、区役所内部の人事についても、一定のところまでは区長の権限ですということをお話ししたような気がします。

(白野委員)

そうしますと、区ビジョンというものを考えていく時に、かなり悩む人も出てくる場合がある。市全体にかかわって大規模な発想の中で、区をこうしていきたいというときに、区ビジョンに盛り込んでも、区の中では、何も対応できないというのが出てくる。かなり悩む部分は今のところあまり気にしない。

(事務局)

区ビジョン，今回は基本方針，来年いよいよ具体的な計画を区役所が区民の方と一緒に作っていくんですが，全市的な視点で見ると，区の中で完結するようなまちづくりと二つに分かれますから，前者の方は，本庁が広域的な施設とか，均一的なサービスをどうするかというのは本庁が全市的に見て，区の見解も聞きながら全体については，本庁の方が計画を策定したり方向性を出すという流れのなかで，それ以外の区の中の特色あるまちづくり，あるいは区の住民が，区ビジョンの中で福祉みたいなものがありますが，区民として特徴的なものあるいは身近なものを区ビジョンまちづくり計画を本庁とは別に，区と区民の方がいろいろ描いていく形です。

（白野委員）

なかなか回答が難しいと思いますが，

（高橋綾子委員）

本当に分からないですよ。区ビジョンの意見の中で，見えない，はっきり言って区ビジョンはいいことが書いてあるが，それを実行するときに，はっきりと線引きできないじゃないですか。予算はこないけど，区ビジョンに載せたが故に実施しなければならない。特色あるということを言いますが，すべて広域につながるのが多いじゃないですか。合併建設計画になっているのは別ものだからいいのですが，そうじゃないものは，どこからどこというのは本当に分からないですよ。でも，区ビジョンに載らなかつたら修正しにくいじゃないですか。でも分かりにくいし，それと5区の場合里山ばかりで，里山ばかり載せないでほしいと思っていますが，それは全体でやることで，新津だけの問題じゃない。ある人はもっと福祉のことを載せて欲しいと言ったのですが，でも福祉は全体のところに入ってるからという話だったんですよ。もちろん細かいところで，個々に書くのは構わないですが，区ビジョンを立てながら今でも納得がいかない，気持ちの上でも納得が行かないし，言葉でも納得が行かないし。でもあとの予算のことを考えると，見えないから，これ以上言わないほうが良いなという感じです。

（事務局）

予算的なことを一つお話しさせていただくと，区ビジョンは区ができる権限のものだけを載せるのではなく，例えば，広域幹線道路みたいなもの，直轄以外の国道を市が。

（高橋綾子委員）

分かりやすいものをいって頂きたいのですが，旧新潟市だった場合，どういうのが区ビジョンになるのか，旧新潟市だった時，区はもちろんないわけで，その時にどういうのを住民が意見を出しながら何か立てていたものがあるわけじゃないですか。そういうのが今度，区ビジョンになるんだという風にしてもらおうととても分かりやすい。

(事務局)

住民の意見をかなりきめ細かくやったというのが、今回いろいろ個別の計画はありますよ。総合計画地区別みたいなものに関しては、今回の手法は、一番住民と膝をつきあわせてやっ
てるかと思います。従来総合計画に、地区別プランみたいなものがありました。住民の意
見をもちろん10年前も聞きましたが、今回ほど密にやってない。あるいは都市計画のマス
タープランの地区ごとの、旧新潟の地区ごとの住民説明会を2回ほど開催しましたが意見を聞
きながらやったわけですが、例えばマスタープランのなかで、どこの地区に従前と区制と全
然違いますが。例えば、本庁がかかわる広域的なものであったとしても、区のあるいは地区
の計画のところ、のっていたんですね。今回も来年作る区ビジョンまちづくり計画と言
うのは、区が独自に予算がついたものだけを載せるのではなくて、本庁がつかさどるものも、
その区にかかわるものはやはり載せているんですね。そのやり方は、区が1から10まで全部
できるわけではなくて、区民の意見を聞きながら、たとえば道路でしたら広域的な幹線道路を
受け持つ本庁の道路関係の部局が、各区の意見を聞きながら広域的なものの計画を調整しな
がら、区ビジョンには必ずしも区でできるものだけでなく、本庁が関わるもので区に関わ
るものが、記載されている。だからそれを見れば区民の方は、自分の区はこういう方向にな
るんだと、そこには区の権限でできるものもあれば、本庁の予算でやるものもある。国・
県と協議しながらそういったものも明示していくという作りを考えています。委員おっしゃ
るように住民に係る道路というのは、区に予算がきますから、区に生活道路の権限が来る。
今度、都市計画道路4車線の幹線道路は、区の要望を聞きながらも本庁や広域的な事務所が
つかさどるところになる。まちづくりみたいなところで仕分けというのは、特徴的なまちづ
くりでも、広域的なまちづくりもあれば区で完結するようなまちづくりもあるのでしょうか。
連続的なところで難しいところもありますが。地区でのまちづくりは区で、大きな市街化区
域・調整区域みたいなところは、新潟市全体を見渡して、枠を作っていくようなところは、
区民の意見を聞きながら本庁がやっていく。いろいろな性格によって、区で完結する、区に
予算がつくものと、区民の意見を聞きながら本庁が調整するものということになります。事
業の事例をお示しするとわかりやすいと思いますが。

(高橋綾子委員)

福祉のことという、福祉は共通だからと言って、本庁として取り組むことがある。もし、
区ビジョンで、揚げた場合区に予算がきました。本庁の手当てだけでは不十分だから、うち
としては、こういう状況だから、こういうことに福祉の金を使うということを区のなかで手
厚くする。こういう使い方をするのもいいということですか。

(事務局)

基本的な福祉のサービスは、各区均一で本庁がすることで考えていますが、例えば区のコミュニティ協議会とかで、まちづくりを検討するということですが、そういったところで住民が主体になって、今はここまでサービスがあるが、この後は住民でコミュニティとして少し考えましょうと。福祉でもいろいろ分野がありますが、そういう取り組みをすることによっては、ものによってですが一定の予算がつくということは十分考えられる。

(伊藤部会長)

高橋さんまだ納得できないことがあろうかと思いますが、具体的な形になってくるともう少しはっきりしてくると思います。国と県と市町村の関係みたいなところもありますし。

(事務局)

例えば一つの事例でいま、ひまわりクラブが注目されて、市で一生懸命取り組んでいますが、市が考えているのは、ここまでだと。例えば7時までは市の方針でやります。地区によってはどうしても8時くらいまで、その住人は8時以降の親御さんが多くて、もう1時間どうしても上乘せしなければならないというときは、コミュニティの方がいろいろ検討して、一定の活動するということになれば、それに対して助成をするとそういうことがあると思います。

(高橋綾子委員)

それは区の裁量ですよ。

(事務局)

それも、私どもこれから整理されていないところはまだいっぱいありますから、またご意見を聞きながら。

(伊藤部会長)

中山委員がもう少ししたら退席されたいということですが。

(中山委員)

文章だけ、統一した文章になるようにしてください。

(今井委員)

4区の説明会で感心したのですが、4区亀田、横越、大江山、曾野木、各地区の方たち皆、意見を言っているんですね。基本的には、区の一体感の醸成を図ろうというこの基本理念をものすごく皆さん持っているんですね。それで、地域の課題、亀田では水害或いは排水対策、この辺を感じているし、特に曾野木とか大江山・両川は旧新潟市ですから新潟市の総合計画はあっても、自分たちの地域のそういうものは具体的なものがないんですね。出てくるのはすべて来年行われる区のまちづくり計画の中にとり込むような具体的な内容は結構出ているんですね。意見ではそういうのが多かったものですから、合併によって旧新潟市地域の皆

さんが、自分たちが参加して、4区全体のまちづくりをしたいんだと、地域の声をぜひ取り入れてみんなでまちづくり計画をしようというような観点で発言されているなという気がした。来年のまちづくり計画のなかで、様々な取り組みが出てくるのではないかと、区ビジョンに載ってないからいけないよというのではなくて、まちづくりの中でやれるべきことはやるべきだというのが出てくるのだろうなという感じがしました。

(伊藤部会長)

21日の部会長会議の時も、亀田郷の土地改良事業の委員会をやったときに、レポート原案が出来てきて意見交換をしたとき、レポートの中に亀田郷は3つの行政区から成り立ってる地域であると。新潟市、亀田、横越というのが、前の亀田郷が成り立ったところだが、合併して新潟市になったでしょといったけど2区、3区、4区にわかれているということなんです。新潟市が、行政区かと思ったのですが、区も行政区だとすると、2区というのは大形とかこっちの方なんでしょ沼垂とか、山の下とか、あれも亀田郷なんですね。3区というのが石山、鳥屋野、本庁の方。4区が亀田・横越、両川とか。亀田郷というのは低湿地域ですけども、安全な暮らしをしようということで、4区の人たちは、その思いが強いかもしれないが、あとは、都心に近いような人たちは、誰かに任せるとか、バラバラになっていかんという気がするのですが、その辺の全体調整はどうかかなとそういうものを市全体として、しっかりカバーするということをおっしゃっていたので安心したのですが、独自の課題と、それを超越して出てくる課題について本庁の方の課題になるんだということで納得したんですがね。

そういう意味では少し明日の暮らしが、若干手さぐりなところもありますが、徐々に分担とか役割関係がはっきりしてくるだろうと思います。そういう意味では住民の皆さま方も、みんなやってくれるのではないかという姿勢と、自分たちがやらなければならないというのが出てくるんだろうと思いますし、依存してはいけない部分とコミュニティーの範囲で積み上げていかなければならない部分で、もっと明確になっていくのではないかと思います。今回総合計画の今までにない手法で住民の皆さん方と意見を交わして、作りあげつつあるということですのでね。

では今の(3)のパブリックコメントおよび住民説明会での意見につきまして、当部会では、こんなでよろしいですか。有難うございました。

次に(4)基本構想の積み残しの整理ということで、基本構想につきましては、12ページにまちづくりの理念というのがあって、第4回の部会でまちづくり理念の案-1と案-2ということで、回答して説明を受けたものですが、部会長預かりとなっていた部分で、これにつきましては、前回の部会長会議で議論いたしまして、だいたいこういう方向でどうだろう

かという方向性を出して、事務局に指示したということですが、それを含めまして事務局から、もう一度説明をさせていただきたいと思います。宜しくお願い致します。

(事務局)

それでは今お配りしました案 - 1 と案 - 2 というまちづくりの理念ですが、これにつきましては1 か月ほど前に、お配りして説明した資料と同じものがございます。部会長がおっしゃったように、前日開かれまして部会長会議にもこの資料を基にどういう方向でまとめるかという議論をしていただきまして、一定の方向を頂いたところでございます。案 - 1 案 - 2 をもう一度説明いたしますと、基本的なつくりは、案 - 1 案 - 2 も同じで、最初に、イントロがあって、その次にゴシックで書いてあるところが基本理念あるいは目指すまちの姿。さらには五つのキーワードという中核のところが次にあり。さらに四角で、基本理念1枚めくっていただきまして、最初に、四角で目指す姿と、さっきのゴシックをここでは解説しているといえますか、少し解説を加えたところです。あと、五つのキーワードの考え方を記載して最後エンディングという流れは、案 - 1 案 - 2 も同じです。案 - 1 案 - 2 で違うところは、中核をなすところのゴシックで書いてあるところが一番違うわけでございます。案 - 1 につきましては、ゴシックで書いてある「田園とみなとまちが恵みあい、共に育つまち」を基本理念にということでございます。これは7月12日に、お配りした基本構想基本計画の素案と同じです。案 - 1 で次に「人びとの英知が集う、日本海交流開港都市」を目指す姿ということでお示ししています。この部分も7月12日にお配りした素案とほぼ同じですが、違うところは、日本海交流開港都市というところが、7月12日の素案では、日本海開港交流都市ということで、ここだけがチェンジしてまして、あと案 - 1 は7月12日の素案と同じものです。

一方案 - 2 のゴシックのところを見ていただきたいのですが、こちらの基本理念は、「人びとの英知が集い、共に育つまち」「田園とみなとまちが恵みあい」という案 - 1 に対して、ここは案 - 1 の2番目のゴシックの「人びとの英知が集う」をここにもってきてまして、ここでは基本理念を田園とか、みなとまちという都市のイメージ、アイデンティティーみたいなものは抜きにして純粹に観念的な理念にすべく「人びとの英知が集い共に育つまち」というものを基本理念にしています。逆に目指す姿というところを情景、アイデンティティーが分かるような「田園とみなとまちが恵みあう日本海交流開港都市」という風にしたところでございます。あと五つのキーワードは、案 - 1 案 - 2 と同じです。こういった二つの案を部会長会議で議論いただいたのですが、今までの部会でもいろいろな意見を頂戴したのですが、結論から言いますと「田園とみなとまちが恵みあい共に育つまち」案 - 1 の方が新潟の合併地域をよく表して、特色がある基本理念になるのではないかというご意見をもとに、部会長

会議では、案 - 1の方が、いいのではないかといいところを頂戴いたしました。目指す姿として、「人びとの英知が集う、日本海交流開港都市」ということでございます。

あと、全体的につくりを言いましたが、また解説が出たりして繰り返しになるので、この辺の解説編のところは省略して、最初の中核をなす部分にむしろ解説を入れた方がよいのではないかといいご意見をちょうだいいたしまして、現在この辺をすっきりと重複のないような形で、案 - 1を基本として、事務局の方で作業しておりますので、これにつきましてもなるべく早く案をお示ししたいと思っております。以上です。

(伊藤部会長)

有難うございました。基本構想の理念というところですが今お聞きいただきましたように、どちらも魅力的なのですが、より、案 - 1の方が新しい新潟市の姿を現しているのではないだろうかという部会長会議では、こちらがいいのではないかといい方向性を出したということ。それから、まちづくり理念の文章があって、下の方に黒の四角で、基本理念、次に目指す姿この二つの解説がありますが、上の解説とだぶっているところがあるので、もう少し簡潔にしたらいいいのではないかといいということで、今回の案を修正して、事務局の方に申し上げたということです。いかがでございましょうか。それではこういう方向で、案 - 1ということ部会の方でも合意いただけますでしょうか。

(辻委員)

私は反対です。大差はないんでしょうけれども、人がどうするかが理念だと思うんですね。姿というのが風景じゃないかと。ですから理念には人がどうするかということが入るべきだし、姿には景色が入ってくるという論理的な範囲からいうと、2の方が筋が通っている。

(伊藤部会長)

ゴシックのところですか。

(辻委員)

はい。

(高橋綾子委員)

私も迷いました。最初自分としては案 - 1がいいと。でも何回も見ると言ってることは同じなのですが、私は立派に基本理念が人とかというのではないんですが、人が最初に来るべきではないかと思って「人びとの英知が集い」というのがいいなというふうに思ったのですが。てにをはで3行目の「美しい田園や」というのが、案 - 1で案 - 2が「田園と」になっていて、これも意味があるのかないのかと思っていたんですが。これも「田園や」というよりも、「田園と多くの」の方がより並列かなと思ったり、どっちがいいのかなと。単なる1文字なんですけどよりどっちがいいか考えて、「や」か「と」にしたらいいいと思いました。

(伊藤部会長)

案 - 1 がいいという方おられないでしょうかね。

(五十嵐委員)

私は、案 - 1 が良いかなと思いますね。論理的に言えば、2の方が正当なのかなという気がするのですが、人が大事なのは当たり前の話で、人があってこそその社会でもあり、我々の住む場所があるのは大前提なんですけど、20世紀、人間がどんどん介入して様々な技術と知識を集積して、発展を遂げてきたわけですけども、一歩さがって田園とみなとまちが恵みあってそれを人間が一生懸命英知で支えていくという流れも悪くないかなという見方です。

(及川委員)

一体、新潟は、どういう性格のまちなのかというのをどんと出す。そして、そこに住む人は、こういう人であってとその方が、まちの性格を出すのでいいのではないかと、政令市の一つの手かなと思います。

(伊藤部会長)

人材は素晴らしい財産だということは、最初の方に、出ているわけですからね。

他の部会も、意見があるでしょうけれども、わが部会はこの意見もあるということで、事務局の方で、お聞きいただければと。

まず、どういうまちだということを出したのが、案 - 1であるというふうなことですかね。まず人から入っていったらいいのではないかということ。決をとることでないでしょうから、どちらもごもつともな意見と解釈して。ありがとうございました。

(事務局)

他の部会との関わりもありますし、今のご意見を伺いながら、また検討していきたいと思えます。

(伊藤部会長)

それからもう一つ、多くの意見がありました素案の38ページにありました、新潟市の都市構造図というものがございしますが、その辺につきましても、事務局の方で、その後いろいろ改良を加えたということで、いま皆様がたのところ、その結果が渡ったと思います。これも部会長会議で議論になりまして、表現もよくなったのではないかという風になりました。それではちょっと説明をお願いします。

(事務局)

ただいまお配りしたのは、拠点の配置というものでございまして、下にありますように都心ですとか、都心周辺部、地域拠点、生活拠点というようなものを表したものです。いろいろ各部会で、ご意見をいただいたのは、今日お配りしたのはその改訂版なんですけど、7

区西新潟のここでは、寺尾、坂井輪を中心に地域拠点を表現しておりますが、当初の素案では、この赤丸がありませんでした。2区および7区は地域拠点が無いという案でお示したところです。ここでいう地域拠点は、例えば8区の巻ですとか6区の白根、5区の新津、4区の亀田、1区の豊栄これはそれぞれの区役所が置かれる場所ですけれども、区役所が置かれる場所であり、かつ歴史的なまちのづくり、生成を見てもかなり古い時代から巻ですとか、白根、新津、亀田あるいは豊栄と言うのは、地域の中心地であり、地域の拠点だったんですね。さらに今回も、区役所が置かれる場所だということで。ここについては、当初の素案の段階から地域拠点として丸をつけていたわけです。一方7区は何でつけなかったかという、区役所がおかれる場所は、今の丸がついた場所でありましたので、ここに付けることも考えたのですが、地域の拠点という意味では、ここに7区の図面をよく見ますと、越後線、116号線のところに点々と細長い長丸がありますが、これが生活拠点という風に示しています。116号線が西に伸び、あるいは越後線沿いに市街地が広がって行って、そこが116号あるいは大堀幹線を中心に生活拠点ができていたと。新津とか巻みたいに歴史的に明確な拠点があったわけではない。むしろ7区を歴史上ひもとけば内野が一番の町だった。あと坂井輪村であって、そういう意味では内野が拠点だったんですが、今は線的に生活拠点ができてきたということで地域拠点というものを明示しなかった。いろいろな部会から、そうは言っても7区の中心に物理的な意味でも、中心地であり区役所を設置するという、7区に地区拠点が表示されないのはおかしいということもありまして、坂井輪のところに地域拠点を明示したわけです。そこが大きな変更点です。

一方2区だけ無いのはおかしいのではないかという意見もあるかもしれませんが、2区どの地点に地域拠点を設置するがということになりますと、答申では中地区事務所。ここでは山の下、海側の方に丸がつくのですが、区役所の位置は確かにそうなんです。区の本当の地域拠点を考えたときに、そこでいいのか。はたまた地元説明でも出ていましたが、区役所があつた場所がいいのかという地域課題もあるんですね。そんなこともあって、さらに2区の場合は都心周辺部という薄いピンクの楕円がありますがこれが、赤道界限なんです。2区はとりあえず、都心周辺部というものがあるのであえて地域拠点を現時点で明示しなくてもいいのかなということで明示しておりません。そんなことで、この図面を先日の部会長会議でお示しました。部会長会議で、ご意見として青点線の丸が機能別拠点ということで港湾、空港ですとか県庁とかつけたのですが、これはこれでいいのだけれど、一緒にすると非常に煩雑だと。むしろここは地域拠点あるいは、都心みたいな本当の意味の拠点を明示して機能別拠点は、別の図面で総括図みたいなところに譲りまして、ここは単純化した方がいいのではないかというご意見を頂戴しているところでございます。以上です。

(伊藤部会長)

前回7区の表記の仕方が、若干不十分だったということで、今お手元にございますような赤丸をつけたということ。それから、部会長会議では、県庁とか、本庁とか、病院、大学、機能別拠点は別途他のところに移したらどうかという意見だった。全体としては、前の図よりもよくなったのではないかという意見でした。これにつきましてご質問とかご意見ございませんでしょうか。

(白野委員)

南北と、東西にあった何々軸というのは、外したのは説明がなかったのですが、何か理由があるのですか。

(事務局)

説明をしなくてすみません。委員おっしゃるように、前の素案には、四つの連携軸が示されておりました。この図面からは、拠点を明確にするということを強調するために取りましたが、連携軸という図面を用意しまして、今日はちょっと用意しませんでした。それは、別の図面のところで表示いたします。

(白野委員)

はい、わかりました。

(伊藤部会長)

ほかにないでしょうか。特にご意見がなければ、これで了承したというふうに理解します。これで(4)の積み残しの部分は、終わります。

最後(5)答申の形式ということにつきまして、お諮りしたいと思いますが、審議を踏まえまして答申をまとめていくということになるわけですが、その形式につきまして、これから、事務局で、案を作っていただきましたので、説明をお願いしたいと思います。

(事務局)

それでは資料5をご覧くださいと思います。今お配りしたのは、10年前の第4次総合計画の答申でございます。

資料5の方を見ていただきたいのですが、事務局として、他の都市ですとか、いろいろと考えましてお示ししてございます。まず前文がありまして、答申の経緯とか、審議の視点をここでまとめていただきまして、2の本文、ここが1番中核になるところで、素案の評価あるいは、新総合計画に望むものというところがございます。3は具体的に、今まで7回の部会で、ご意見を頂戴したものを、部会の意見、要望をこの部分で表記していただくという考えです。これは基本構想、基本計画総論、施策別プランで具体的にここはこういうような視点でこういうふうにされたいというようなこと。今お配りした第4次総合計画の答申も、つくり

としたら、ほぼ同じような感じで、本文があって、あとの方に項目ごとに意見が述べられている。これをよく見ますと、あまり具体的なことは書かれていないんですね。実施の際にこういうふうに取り組みたいとか、基本構想、基本計画を具体的に、少し突っ込んだ表現はありませんので、今回は、最初、市長が申し上げていましたように、私どもが提示したのは、素案、たたき台でございますので、意見をお聞きして、直せるところは、十分に直すということですので、第4次総合計画よりも、もう少し具体的に、答申していただければ、ありがたいと思います。

(伊藤部会長)

はい。ありがとうございました。形式ということで、今回もう少しこうしたらどうかというのがございましたら、お願いします。

(辻委員)

いただいた素案には時代の潮流というのがあったのですが、これは省いたのですか。

(事務局)

潮流のご意見も、ちょっと落ちていましたが、ここに、付け加えます。すみませんでした。

(中出委員)

答申というからには、諮問があると思うのですが、諮問文に対して、どういうふうに答申するかというのが、いちばんミソで、それが本文のところに、そうならいれればいいと思うので、それを対応させていただきたいのが一点と、総合計画は、実質的には二つの部分から成り立っていて、議会の議決を必要とする基本構想+ の部分と議決は必要ではない部分があるとすると、答申で素案をなおしたものについては、基本構想の部分については、その後また議会の議決を受ける。答申そのものの重みが、構想の部分と基本計画の部分で若干重みが違ってきますよね。そこのところはどういうふうに判断されるのか。

(事務局)

今委員おっしゃる通り、議決事項は、基本構想だけになります。ただ、私ども第4次総合計画でもそうですし、今回もそのように考えていますが、基本構想と基本計画は、一体なもので、当然議会で審議する時も、基本計画も含めて、説明しますし、正式な議案は、基本構想だけですが、一体のものとして議会のご意見を頂戴するということが、実際は基本構想が議決で重みがあるというものの、議会のかけ方という意味では、一緒です。

私ども、今考えているのは、答申いただきますよね。今も実は、キャッチボールしながら修正案をもう見ていただきながら、修正案は、答申届くわけではありませんが、毎回毎回きますよね。最終的な修正を含めて、それをもとにして、正式な答申が来たときにもう1回再整理して、素案を修正したうえで、議会に、上程するという事を考えています。

一方、今、お聞きしておりましたけれども、議会の方に、正式に12月に上程しますが、今いろいろな段階で、素案ができたり、常に、議員の先生方にもお送りして、見てもらっています。正式なところとは別に、意見があれば、頂戴するというにしていますので、その辺は、合わせながら、ある程度作業できるのかなという気がしております。

(中出委員)

徹底的に、違ったことにはならないと思いますが、いちばん気になるのは、基本構想がスムーズに、議決を受けられるかということだと思います。それが成り立っていれば、どんな手続きでも、いいんですが。

某市の議会は、我々こそ市民の代表であるから、我々が議決するので、地方自治法にも書いてあるんだから、審議会で言っていることは、それは、諮問・答申の形を取っていなかった気もするが、基本構想は我々がキャスティングボードを握っていると言い切るところもあるので、そのところ、新潟市は、どういうふうになっているのか、割と大きな市はそんなメチャクチャなことをいうような議会はないと思いますが。

(事務局)

今の議会制度の中で、やっぱり議会は独立していますから、それなりにキャスティングボードを握っていることはあるだろうと、では、どう議決していくかという事になると思う。そのようなことで、私どもは、諮問しているわけで、そこからいただいて答申は、やはり尊重するという立場で、議会では議論をしていく。そこでスムーズに行くかというようなことになるが、できるだけ共通な資料、共通の議論として、知っていただきなからかつ、議会からもご意見を聞かせていただけるような形で報告をし、やりとりするという状況です。したがって、だから、スムーズに、議決するかは、議会にかかわる部分が相当ありますので、何とも言えませんけれども、できるだけその辺は円滑に行くようなかたちでということですよ。

(中出委員)

杞憂で終わればいいと。

(事務局)

私どももそういうふうに思っています。

(伊藤部会長)

答申文に添えて、本体がかかっていくということですよ

(事務局)

本体が議案になる。答申をいただいて、直したものが議案に。

(伊藤部会長)

先生方も関心のあるところ部分的に、相当突っ込んだりして、対案を出してこられたりも

場合によってはあるかもしれませんが、議会で十分審議されて、原案でよろしいとか、あるいは、表現をこうしようということになるわけで、基本的に尊重してかかっていたというスタンスですね。

(事務局)

今までの中では、人口の取扱とか…。これでは少ないだろうとおっしゃる方もいらっしゃるし。妥当とおっしゃる方もいらっしゃる。

もう一つは福祉で、これがちょっと弱いかなという意見もいただいている。当然その考えに対してはお答えを出すというやりとりをしています。

コンパクトのまちづくりのところで、基本計画部分で、一部の方からは、ちょっと強すぎるのではないかというご意見はいただいております。

コンパクトシティの方向に向かうということについては、そういう方向に向かうということですが、向かうことによって、制度設計で都市計画上でかなり厳しくなるだろうと、その辺まで行くのかという意見は出ています。

(辻委員)

実際問題として、コンパクトシティというのは、実現するのでしょうか。

実際には、逆方向に行くのではないかと、危惧を抱いているのですが。

(中出委員)

そんなことは無いと思います。やり方によると思います。ガソリンの値段が、倍になれば、乗れる人は半分になるし、明らかにガソリンは、1.2倍ぐらいになって、乗る人は減っているから。要するにお金の問題ですよね。自由度を下げれば、それだけの話です。

(事務局)

新潟にふさわしいコンパクトのまちづくりをすればいい。何も教科書通りのコンパクトシティではなく、新潟にふさわしい。冬の気候もあるでしょうし、まちの生成、文化、歴史もあるでしょうし、ただやっぱりコンパクトなまちづくりに向かって、努力するし、もはやそういう時代が来ているかなと…。細部にわたってのところになると、少しまた議論が出てくると思う。基本的にコンパクトなまちづくりは、大体万民が認めるところだが、辻先生がおっしゃるような具体のところでは少し、本当にできるのかというご意見もある。

(辻委員)

人口だって増やしましょう。増えるの？ということですよ。時代の流れとやりたいことが、相反することは、多いんです。

(中出委員)

人口も、いっぺん減りきってしまえば増えますよ。6500万くらいになれば、増えますよ。

そろそろ都市は、拡大しきって、これ以上拡大してもしょうがないところまで来ているから、そういうことでもなくなる可能性は大いにありえる。

(事務局)

コンパクトシティという考え方をベースにして、これから制度設計するなり。新潟市らしいコンパクトシティを作り上げていく。高橋綾子委員いわれたように区バスというものを、そのなかはどう織り込んでいくかということ。そんなことをこれから区ビジョンのまちづくり計画をいよいよ本格的に議論していくことになっていくと思うんですよね。

(伊藤部会長)

そうしますと、12月議会で、これが上程されるということですが、これについて各議員からご質問出るだろうと思いますが、全くないと関心がないのかということになるし、いっぱいあって、それだけ関心を持っていただくのは大いに結構で、大いに議論していただいたらいいのではないかと。

それでは、答申形式については、こういうことでよろしいでしょうか。

(5)までまいりましたが、最終回ということで、ご発言ございませんでしょうか。

(南委員)

マニフェストとこの計画の関係について、資料3、8ページのその他のところに、マニフェストだと、日本海政令市、田園型政令市となって逆になっている。意味があるのかこれについて、お答えがあったら教えてほしい。

(事務局)

確かにマニフェストは日本海交流というのが一番上で、そのあとに、田園型がきて、分権型政令市というのがマニフェストですが、総合計画を考えると、最初の分権型と言うのは、すべて2番目以降の都市像を、実現する最も基本的な考えですよね。ということで、やっぱり、これを最初にした方が、その次を実現する上では、まず最初に見せますという考えで、一番に、分権型協働のまちづくりというもの。その次に、田園型をもってきたという意味は、かつてない政令市を目指すという、新潟ならではのというのは、田園型の政令市、今回田園型拠点都市という名称を使っていますが、これは素晴らしいことで、大いなる田舎であり、ある程度都会であるということは、東京、大阪、名古屋にはない一つの特徴ですよね。こういったことを踏まえて、まちづくりを展開するということで、これを2番目にもってきました。3番目は一番のエンジン部分で、日本海はあえて3番目に。それとマニフェストにないらし快適都市ということ、重要な、マニフェストにないところ。

マニフェストですが、策定当時、合併があって政令市がくるということで、将来の展望を見る中で、希望があるワクワク感が持てるということで、日本海政令市という1番躍動的な

もので、1番前に出していた。だんだん地味な順番になっていく感じ。

(池主委員)

人にやさしいとか、環境に優しいという文言について、ちょっとひっかかるところがありまして、中山委員がおっしゃっていた同じような感覚をもっていましたので、曖昧で、便利な言葉を多用するのはあまり好ましくないなと。

(伊藤部会長)

先ほど来も、部会長会議でもそういう意見が出ていましたので、少し事務局の方で、見合う言葉を使っていただくのもいいかと、もう少し見直しするのも。

(辻委員)

分権型というのは過去の政令都市にあまり前例がないのではないのでしょうか。私自身、住んだことがあるのは、東京、大阪、神戸ですが、みんな大都会ですよね。東京の場合は区議会があって区長があって最近は選挙があって。

(中出委員)

23区は別ですよ。地方自治法で特別区ですね。

(辻委員)

ところが、大阪や神戸は非常に各区が小さいですよ。どこの区にいてもサービスが同じなんですよ。住民票を取りに行くだけという感じがありまして、神戸に行くと、神戸市には帰属しているけれども、区に帰属している意識は皆さんあまりない。

大都市は特にコミュニティーにかかわりたくないという人が多い。そういう意味で、区というのは単なる市役所の出先でしかない。

(中出委員)

そうでもないですよ。私は横浜市民を30何年やっていましたが、どの区にいるかと言うのは、ものすごくアイデンティティーがあって、戸塚区が三つに分区されるときにどこに入るのかというだけでも、もの凄くもめましたし、名前ももめました。私は保土ヶ谷区ですが、2つ3つに分かれる時にもものすごくもめましたし、区名ももめますし、どこで分けるかももめるし、アイデンティティーがある人がいっぱいいるので。

(辻委員)

分権型と言えるようになってるのですか

(中出委員)

各区でちゃんと計画を立てますよね。予算が区におりるかといったら、そんなにおりるわけはなかなかない。少なくとも知る限り札幌市、福岡市、横浜市はそれなりに出している。大阪はちょっと別です。神戸も海沿いの区と山沿いの区では違います。区のつくり方が。旧

市民と、新市民の。新市民の北側の区は相当、区の意識が高い。

(辻委員)

分権型と言うか、どのようになるのが注目される場所ですね。

(中出委員)

合併してますから、もとの市町村に近いところにどれだけ与えてあげるかということで、仙台なんかは泉市を入れないと政令指定都市になれなかったから、泉区に対しては大盤振る舞いで、いまだに泉区だけはものすごく権限を持っている。

(伊藤部会長)

よくあっちの区にあるけど、こっちにないから作ってくれと、そういう問題になるとちょっと困るので、どういうふうな形でコミュニティーなり意識が育っていくか大事な基本になってきますね。

(辻委員)

調整が市の課題ですね。

(事務局)

区自治協議会、今は準備会ですが、政令市になれば立ち上げていただく。設置条例もこの12月議会にあげようとしています。コミュニティ協議会も70%ぐらいできている。形はできているけど、あとは魂をどう入れていくか、そこがいちばんむずかしいところ。何をテーマにどう取り組むか。そのところがこれから大きな課題になるだろうと思います。

あとは他の政令指定都市と比較すると例えば自治会形成率とか、あるいは防火団体組織率とか、そういった組織率は新潟は群を抜いて高い。あとは防犯防災の発生率、あるいは、防火はもちろんです。そういった発生率が低い。そのへんから見ると、コミュニティーと言うか、分権と言うか。その辺はまだ残っているといえる。したがって、形ができたが、あとは魂をどう入れるか。これが大きな課題になるだろうと思います。

(伊藤部会長)

よろしいでしょうか。ありがとうございました。それでは、その他でございますが、内容につきましては、審議は一応これで終了ということになって、今後のスケジュールにつきまして、事務局の方で、説明をお願いします。

(事務局)

今後のスケジュールですが、パブリックコメントと住民説明会、今日のご意見だけお示しました。それに対する私どもの対応案をつけまして今週中には、送付させていただきたいと思います。それに対しまして、いちばん最初の各部会の重点プランと区ビジョンに関する意見対応案、そのご意見を含めまして来月4日ぐらいまでに、もしご意見がありましたら事

務局にお寄せいただきたいと思います。

それと、その後のスケジュールですが、10月10日に第3回部会長会議を開催したいと思っています。ここで委員から出された意見、具体的な答申案、今日は、方向性を審議していただきましたが、答申案の中身も部会長会議で取りまとめていただいて、最終の全体会議でございますが、10月16日午前11時から1時間程度予定しておりますが、開催したいと思えます。会場なども含めまして正式なご案内を差し上げます。まだ会場は決まっていますが、10月16日午前11時から、最終全体会議を行いたいと思っています。

最後の答申でございますが。これは16日には行いませんのでそのあと会長あるいは副会長さんから市長に答申書を渡していただきたいと思えます。それは、16日以降、日にちを設定してまいりたいと思っております。スケジュールにつきましては以上です。

(伊藤部会長)

それでは最終全体会議10月16日を予定しているということでございます。

答申の方法は10月10日の部会長会議で、つめさせていただいて最終的には16日以降、会長、副会長で願いますということになります。それから、これまでの意見で取り残しになっている部分もありますが、それについては部会長会議に、ご一任をいただければと思っておりますのでよろしいでしょうか。

先ほども出ておりましたが、持ち帰りいただいてご意見ご指摘等ございましたら10月4日まで事務局の方にお寄せいただきたいと思えます。

それでは大変、長時間休憩も無くすみませんでした。熱心なご審議いただきましたこと感謝申し上げます。有難うございました